

6.14 景觀

6.14 景観

公園及び墓園整備事業の実施により、周辺の主要な眺望地点からの景観や囲繞景観に変化を感じさせるおそれがあります。

そこで、供用時の主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化（1）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域及びその周辺の地形は、大部分が武蔵野段丘面群にあることから、全体的に平野が広がる地形となっており、一部になだらかな丘が見られます。西側遠方には富士山や丹沢山地が眺望できます。対象事業実施区域内にはグラウンドや草地が広がり、対象事業実施区域及びその周辺にはまとまった農地が存在するほか山林（雑木林）が点在して見られます。対象事業実施区域及びその周辺は視界を遮るような高さの建築物は存在せず、開けた市街地が広がり、自然的景観としては、西側遠方に見える富士山や丹沢山地が挙げられます。	p. 6. 14-9～ p. 6. 14-17
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none">周辺景観との調和を著しく損なわないこと。	p. 6. 14-17
予測結果の概要	<p>ア 主要な眺望地点からの景観の変化</p> <p>対象事業実施区域の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することとなります。地点No.15（汲沢畠田公園）においては、ネットフェンスが認識される部分は一部に限られており、既存の住宅等の建造物と連なる景観構成要素の一部として認識されると予測します。地点No.16（ドリームハイツ第一公園）においては、施設等が住宅街等の人工的な景観構成要素と、樹林の自然的な要素による景観要素を変化させることはないと予測します。地点No.17（かまくらみち北側）、地点No.18（かまくらみち南側）においては、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>	p. 6. 14-23～ p. 6. 14-40

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【主要な眺望地点からの景観の変化及び周辺景観の変化（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	<p>イ 周辺景観の変化</p> <p>景観区の場の状態は、対象事業実施区域内の全域が改変されることから、全ての景観区で100%変化すると予測します。対象事業実施区域内の草地や樹木等を改変し、公園や墓園の緑地や、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。眺めを変化させることになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p> <p>利用の状態は、現況では地域住民に利用されていますが、供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定されます。眺めの状態は、対象事業実施区域内の全域が改変され、公園及び墓園整備事業で新たな公園施設及び墓園施設を整備する計画であることから、全ての景観区で変化すると予測します。</p> <p>周辺景観の価値は、自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化ないと予測します。視認性は、人の立ち入りがない草地環境は、運動施設等を整備するため、視認性は低下すると予測しますが、周辺区域では、高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘を整備するため、視認性が向上すると予測します。人工的利用域では、現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、視認性に変化ないと予測します。利用性、親近性は、人の立ち入りがない草地環境・周辺区域では、供用時は公園や墓園の来園者に広く利用されるため、向上すると予測しますが、人工的利用域では現況から大きな変化はありません。</p>	p. 6. 14-23～ p. 6. 14-40
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。 墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。 	p. 6. 14-41
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 14-42

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う景観への影響について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

- ①地域景観の特性
- ②主要な眺望地点からの眺望の状況
- ③囲繞景観の状況
- ④関係法令、計画等

② 調査地域・地点

ア 地域景観の特性

調査地域は、対象事業実施区及びその周辺としました。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

調査地点は、対象事業実施区域周辺で対象事業実施区域が容易に見渡せると考えられる場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点として設定した地点としました。

現地調査地点は、表 6.14.1 及び図 6.14.1 に示す地点No.1～18 としました。

ウ 囲繞景観の状況

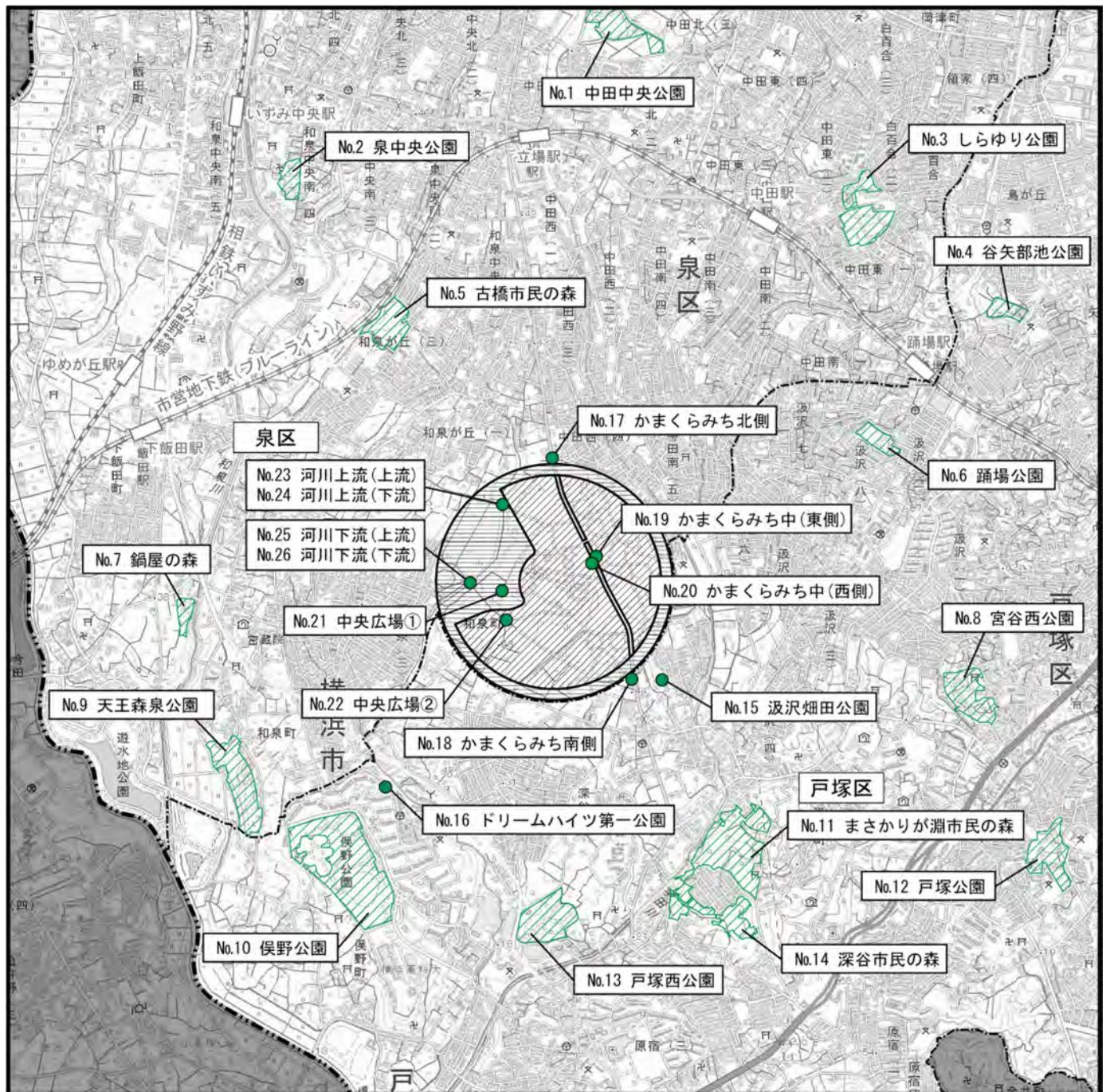
調査地点は、対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点としました。

現地調査地点は、表 6.14.1 及び図 6.14.1 に示す地点No.19～26 としました。

表 6.14.1 現地調査地点（主要な眺望地点及び囲繞景観）

区分	地点No.	名称
主要な眺望地点 (人が集まる要素を持った地区)	1	中田中央公園
	2	泉中央公園
	3	しらゆり公園
	4	谷矢部池公園
	5	古橋市民の森
	6	踊場公園
	7	鍋屋の森
	8	宮谷西公園
	9	天王森泉公園
	10	俣野公園
	11	まさかりが淵市民の森
	12	戸塚公園
	13	戸塚西公園
	14	深谷市民の森
	15	汲沢畑田公園
	16	ドリームハイツ第一公園
	17	かまくらみち北側*
	18	かまくらみち南側*
主要な囲繞景観	19	かまくらみち中（東側）*
	20	かまくらみち中（西側）*
	21	中央広場①
	22	中央広場②
	23	河川上流（上流）
	24	河川上流（下流）
	25	河川下流（上流）
	26	河川下流（下流）

* かまくらみちとは、県道 402 号（阿久和鎌倉）です。以下、「かまくらみち」といいます。



凡 例

■: 対象事業実施区域（公園）

■: 対象事業実施区域（墓園）

---: 市 境

---: 区 境

●: 調査地点

■: 調査地点



0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 6.14.1 景観の調査地点図

※ 図中の No. は表 6.14.1 の地点 No. に対応しています。

③ 調査期間・時期

ア 地域景観の特性

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

現地調査実施日は、表 6.14.2 に示すとおりです。

ウ 囲繞景観の状況

現地調査実施日は、表 6.14.2 に示すとおりです。

表 6.14.2 現地調査実施日

調査時期	調査実施日
落葉期（冬季）	令和4年2月22日（火）、令和4年2月23日（水）、 令和4年3月25日（金）
着葉期（夏季）	令和4年8月3日（水）、令和4年8月7日（土）

エ 関係法令・計画等

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

④ 調査方法

ア 地域景観の特性

地域景観の特性について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、状況を確認しました。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

主要な眺望地点からの眺望の状況について、現地踏査及び写真撮影により調査しました。

撮影条件は表 6.14.3 に示すとおりです。

ウ 囲繞景観の状況

圍繞景観の状況について、現地踏査及び写真撮影により調査しました。撮影条件は表 6.14.3、圍繞景観の整理、解析方法は表 6.14.4 に示すとおりです。

表 6.14.3 景観写真の撮影条件

使用カメラ	使用レンズ	水平角	撮影高さ
Canon EOS 80D	EF-S18-135mm F3.5-5.6 IS USM	56°	地盤+1.5m

表 6.14.4 囲繞景観の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景観区の区分	調査地域内 ^{※1} の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、調査範囲を景観区に区分しました。
景観区の場の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景観区ごとの地形要素（標高、傾斜等）、生物要素（植生等）、人文要素（道路、建造物、耕作地等）を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景観区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景観区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	現地踏査や写真撮影により、当該地域の围绕景観の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.14.5 に示すとおりです。 指標の選定にあたっては、景観が有する普遍価値 ^{※2} （自然性、視認性、利用性等）と固有価値 ^{※3} （固有性、親近性等）という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として”高い”、”中程度”、”低い”の3段階に分けました。

※1 対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内としました。

※2 普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。

※3 固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.14.5 価値の認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際性の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ（被視頻度） 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 ほかにはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

エ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市景観計画」
- ・「横浜市景観ビジョン」
- ・「横浜市公共事業景観ガイドライン」
- ・「横浜市環境管理計画」

⑤ 調査結果

ア 地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、大部分が武蔵野段丘面群にあることから、全体的に平野が広がる地形となっており、一部になだらかな丘が見られます。西側遠方には富士山や丹沢山地が眺望できます。

対象事業実施区域の用途地域は、市街化調整区域です。対象事業実施区域内にはグラウンドや草地が広がり、対象事業実施区域及びその周辺にはまとまった農地が存在するほか山林（雑木林）が点在して見られます。

高い建築物は、対象事業実施区域東側に見られる中高層建築物の団地や小中学校等で、高層建築物は対象事業実施区域及びその周辺には存在しません。

このように、対象事業実施区域及びその周辺は視界を遮るような高さの建築物は存在せず、開けた市街地が広がり、自然的景観としては、西側遠方に見える富士山や丹沢山地が挙げられます。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

主要な眺望地点からの眺望の状況は、表 6.14.6 (1) ~ (2) に示すとおりです。

表 6.14.6 (1) 主要な眺望地点からの眺望の状況

地点No.	主要な眺望地点	距離	眺望の状況
1	中田中央公園	約 1,700m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
2	泉中央公園	約 1,500m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
3	しらゆり公園	約 1,500m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
4	谷矢部池公園	約 1,600m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
5	古橋市民の森	約 600m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
6	踊場公園	約 900m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
7	鍋屋の森	約 1,000m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
8	宮谷西公園	約 1,200m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。

表 6.14.6 (2) 主要な眺望地点からの眺望の状況

地点No.	主要な眺望地点	距離	眺望の状況
9	天王森泉公園	約 1,000m	本地点からは、樹木や住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の樹木や住宅により、対象事業実施区域は視認できません
10	俣野公園	約 800m	本地点からは、集合住宅が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
11	まさかりが淵市民の森	約 800m	本地点からは、集合住宅が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
12	戸塚公園	約 1,700m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません
13	戸塚西公園	約 900m	本地点からは、農地が視野の大部分を占め、その奥に住宅地が視認できます。住宅により、対象事業実施区域は視認できません
14	深谷市民の森	約 900m	本地点からは、集合住宅が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
15	汲沢畑田公園	約 100m	本地点からは、農地、住宅が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域の一部が視認できます。
16	ドリームハイツ第一公園	約 600m	本地点からは、樹林や住宅地が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域の一部が視認できます。
17	かまくらみち北側	約 20m	本地点からは、県道 402 号及び街路樹等が見え、その奥に対象事業実施区域が視認できます。
18	かまくらみち南側	約 30m	本地点からは、県道 402 号が見え、その奥に対象事業実施区域が視認できます。

ウ 囲繞景観の状況

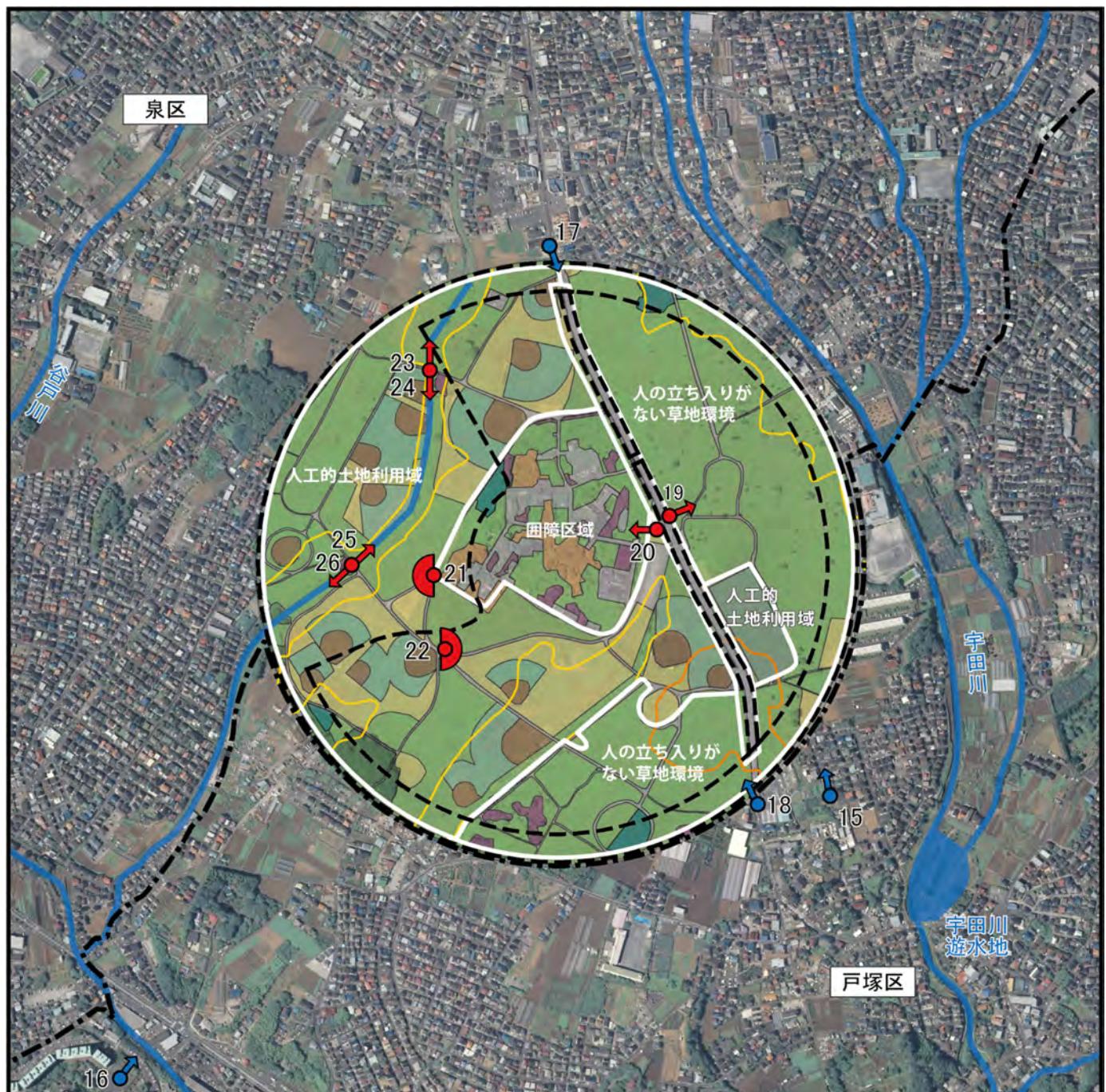
(ア) 景観区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地区域、人の立ち入りがない草地環境、囲障区域の3つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状態は、表 6.14.7 及び図 6.14.2 に示すとおりです。

表 6.14.7 景観区の区分及び場の状態

景観区の区分	場の状態
人の立ち入りがない草地環境	[地形] 高低差が小さい。 [現存植生等] 高茎草本群落が大半を占めており、景観区の北側には小規模であるが、オギ群落、湿生草本群落が分布する。
囲障区域	[地形] 高低差が小さい。 [現存植生等] 囲障区域内は落葉広葉樹林（ミズキ林）と高茎草本群落が混在する植生となっている。
人工的土地区域	[地形] 高低差が小さく、一部3面張りの河川がある。 [現存植生等] 高茎草本群落の多くの割合を占めている中で、人の立ち入り頻度によって差異を設けているシバ群落（運動場及び広場）が分布する。その他、対象事業実施区域の際には落葉広葉樹林（コナラ林）が見られる。



凡 例

- : 対象事業実施区域
 - : 区 境
 - : 河 川
 - : 予測地点 (囲繞景観)
 - : 撮影方向 (囲繞景観)
 - 〔〕: パノラマ写真的撮影範囲
 - : 景 観 区
 - : 予測地点 (主要な眺望地点)
 - : 撮影方向 (主要な眺望地点)
- ※ 図中の No. は表 6.14.1 の地点 No. に対応しています。

標高値

— : 40m — : 45m

植生図凡例

- : 落葉広葉樹林 (コナラ林)
- : 落葉広葉樹林 (ミズキ林)
- : 高茎草本群落
- : オギ群落
- : 湿生草本群落
- : シバ群落 (運動場)
- : シバ群落 (広場)
- : 植栽樹群
- : 裸地
- : 道路・施設・住宅等



0 100 200 400 m

1:10,000

図 6.14.2 景観区の区分

(イ) 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.14.8 に示すとおりです。

表 6.14.8 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
人の立ち入りがない草地環境	対象事業実施区域東側に広がる草地環境が該当します。草地環境は立ち入りが禁止されています。立ち入りが禁止されている範囲は「第2章 2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性 図 2.2.1」(p. 2-5) の対象事業実施区域内の無色範囲です。ただし、整備されている通路は、地域住民に広く利用されています。
囲障区域	対象事業実施区域中央部に位置する囲障区域が該当します。囲障区域は地域住民の立ち入りが禁止されています。
人工的土地利用域	対象事業実施区域の西側の範囲が該当します。整備されているグラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路は、地域住民に広く利用されています。3面張りの河川（水路）が存在しています。

(ウ) 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.14.9 に示すとおりです。

表 6.14.9 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点No.	眺めの状態
人の立ち入りがない草地環境	19	対象事業実施区域内の草地を広く視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。
囲障区域	20	囲障区域外から囲障区域内を見る場合、囲障区域外と囲障区域を分けるフェンスと囲障区域内の樹林及び草地を視認することができます。
人工的土地利用域	21～26	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内のグラウンド（野球場、ゲートボール場等）や草地が広く視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。河川（水路）は、くぼ地となっており、遠方からは視認できませんが、河川（水路）を横断する通路の上から視認することができます。

(I) 価値の状況

景観区の場の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、囲繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

囲繞景観の価値の状況は、表 6.14.10 に示すとおりです。

表 6.14.10 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況	
人の立ち入りがない草地環境	普遍価値	自然性	◎	草地が分布するため、自然性は高い。
		視認性	◎	平坦な地形のため、視認性は高い。
		利用性	△	通路は地域住民に広く利用されているものの、景観区のほとんどで立ち入りが禁止されているため、利用性は低い。
	固有価値	固有性	○	周辺に似た環境が存在するが、景観区の北側に小規模なオギ群落、湿生草本群落が分布しているため、固有性は中程度。
		親近性	△	通路は地域住民に広く利用されているものの、景観区のほとんどで立ち入りが禁止されているため、親近性は低い。
囲障区域	普遍価値	自然性	◎	地域住民の立ち入りが禁止されているため、対象事業実施区域内でまとまった樹林地が存在する数少ない環境であるため、自然性は高い。
		視認性	△	周囲がフェンスで囲われているため、視認性は低い。
		利用性	△	囲障区域は地域住民の立ち入りが禁止されているため、利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎	地域住民の立ち入りが禁止されているため、対象事業実施区域内でまとまった樹林地が存在する数少ない環境であるため、固有性は高い。
		親近性	△	囲障区域は立ち入りが禁止されているため、親近性は低い。
人工的土地利用域	普遍価値	自然性	△	人工的な土地利用であり、河川（水路）は三面張りであるため、自然性は低い。
		視認性	◎	平坦な地形のため、視認性は高い。
		利用性	◎	グラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○	周辺に類似の環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎	グラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。

工 関係法令、計画等

(ア) 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」

(横浜市条例第2号、平成18年2月)

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、本市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を「都市景観協議地区」として本市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21新港地区都市景観協議地区」、「山手地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域には協議地区の指定はありません。

(イ) 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」

(横浜市条例第17号、平成7年3月)

この条例は、環境の保全及び創造について、本市、事業者及び市民が一体となって取組むための基本理念を定めるとされています。

その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

事業者の責務として、事業活動について、環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

(ウ) 「横浜市景観ビジョン」(横浜市都市整備局都市デザイン室、平成31年3月改定)

この景観ビジョンは、本市のこれから景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくることが、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下の横浜らしい景観をつくる10のポイントが示されています。

- ①街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ②安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤身近な生活空間での景観づくり
- ⑥人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨屋外広告物の景観的配慮
- ⑩想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性を生かした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

- ・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながら巡ることのできる景観を目指します。
- ・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
- ・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
- ・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

(イ) 「横浜市景観計画」(横浜市、令和5年1月変更)

本市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。本市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

(才) 「横浜市公共事業景観ガイドライン」(横浜市都市整備局、令和4年9月)

このガイドラインは、本市が蓄積してきたこれまでの知見や手法を市全体へと波及させ、「横浜らしさ」を感じることのできる景観づくりをより一層推進するために、公共事業における景観検討の手順や、事業の進捗段階に応じた景観配慮の視点等がまとめられています。

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生き物の生育・生息環境の場等といった、多様な機能を持つ公共施設であり、また、季節の変化を感じることができる貴重な空間であるとともに、都市全体の景観向上にも深く寄与しているという基本的な考え方の下、植栽、園路、建築物、工作物、駐車場について具体的な留意点が示されています。

(カ) 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成30年11月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

本市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指すとしています。

計画では、総合的な視点による基本政策の一つである「水とみどり～自然の恵みを享受できる環境の保全・再生・創造～」の中で、以下の取組方針が示されています。

- ・「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」に基づき、緑のネットワークの核となるまとまりのある森の保全や、街の魅力を高めにぎわいづくりにつながる緑の創出を進めます。
- ・健全な水循環の再生に向けて、緑施策と水施策が連携して、雨水の浸透や貯留の取組を進めます。

2) 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.14.11 に示すとおり設定しました。

表 6.14.11 環境保全目標（景観）

区分	環境保全目標
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	・周辺景観との調和を著しく損なわないこと。

3) 予測

(1) 施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化

① 予測項目

予測項目は施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化としました。

② 予測地域・地点

ア 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.14.1 (p. 6.14-4) に示した調査地点 18 地点のうち地域特性や対象事業実施区域との位置関係を踏まえ、代表地点として 4 地点を選定しました。

予測地点（主要な眺望地点）選定の判定基準は表 6.14.12 に、各予測地点における選定及び非選定の理由は表 6.14.13 に示すとおりです。

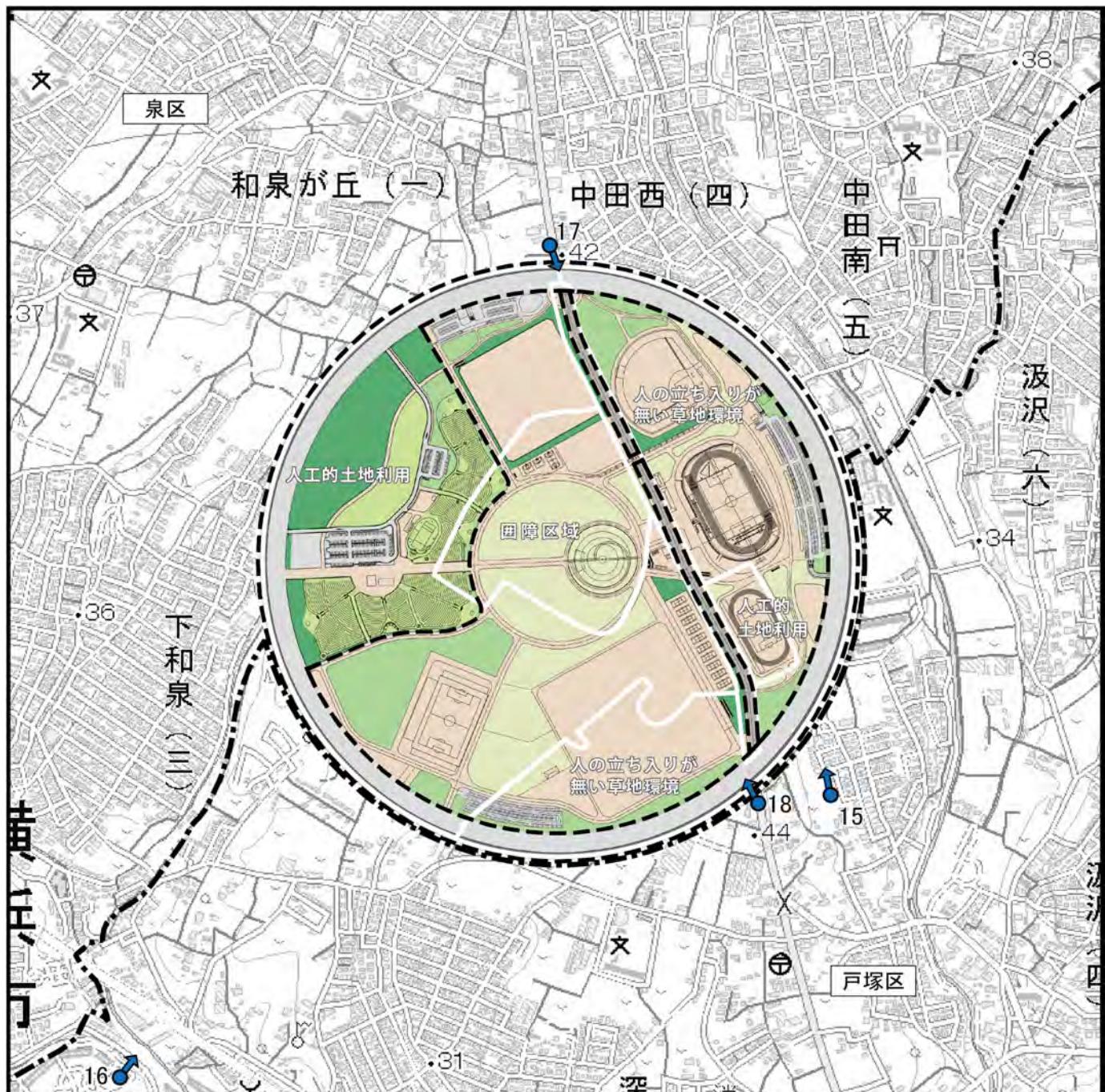
また、予測地点（主要な眺望地点）は、図 6.14.3 に示すとおりです。

表 6.14.12 予測地点（主要な眺望地点）選定の判定は、基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または計画建物の半分以上が眺望可能と想定される。
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または計画建物の半分以下が眺望可能と想定される。
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、計画建物のほとんどが眺望できない。
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所。
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点。
	△	上記以外の眺望地点。

表 6.14.13 予測地点として選定する理由（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点No.	主要な眺望地点	視認性	認知度	選定結果	選定・非定の理由
1	中田中央公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
2	泉中央公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
3	しらゆり公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
4	谷矢部池公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
5	古橋市民の森	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
6	踊場公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
7	鍋屋の森	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
8	宮谷西公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
9	天王森泉公園	△	○	—	樹林や住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
10	俣野公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
11	まさかりが淵市民の森	△	○	—	樹木等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
12	戸塚公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
13	戸塚西公園	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
14	深谷市民の森	△	○	—	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
15	汲沢畑田公園	◎	○	選定	対象事業実施区域南側からの眺望地点として選定しました。
16	ドリームハイツ第一公園	○	○	選定	対象事業実施区域西側からの眺望地点として選定しました。
17	かまくらみち北側	◎	○	選定	供用後の出入口となる場所であるため、眺望地点として選定しました。
18	かまくらみち南側	◎	○	選定	供用後の出入口となる場所であるため、眺望地点として選定しました。



凡 例

[- - -]：対象事業実施区域

-----：区 境

●：予測地点（主要な眺望地点）

→：撮影方向（主要な眺望地点）

□：景観区



0 100 200 400 m

1:10,000

図 6.14.3 予測地点(主要な眺望地点)

※ 図中の No. は表 6.14.13 の地点 No. に対応しています。

イ 囲繞景観の変化

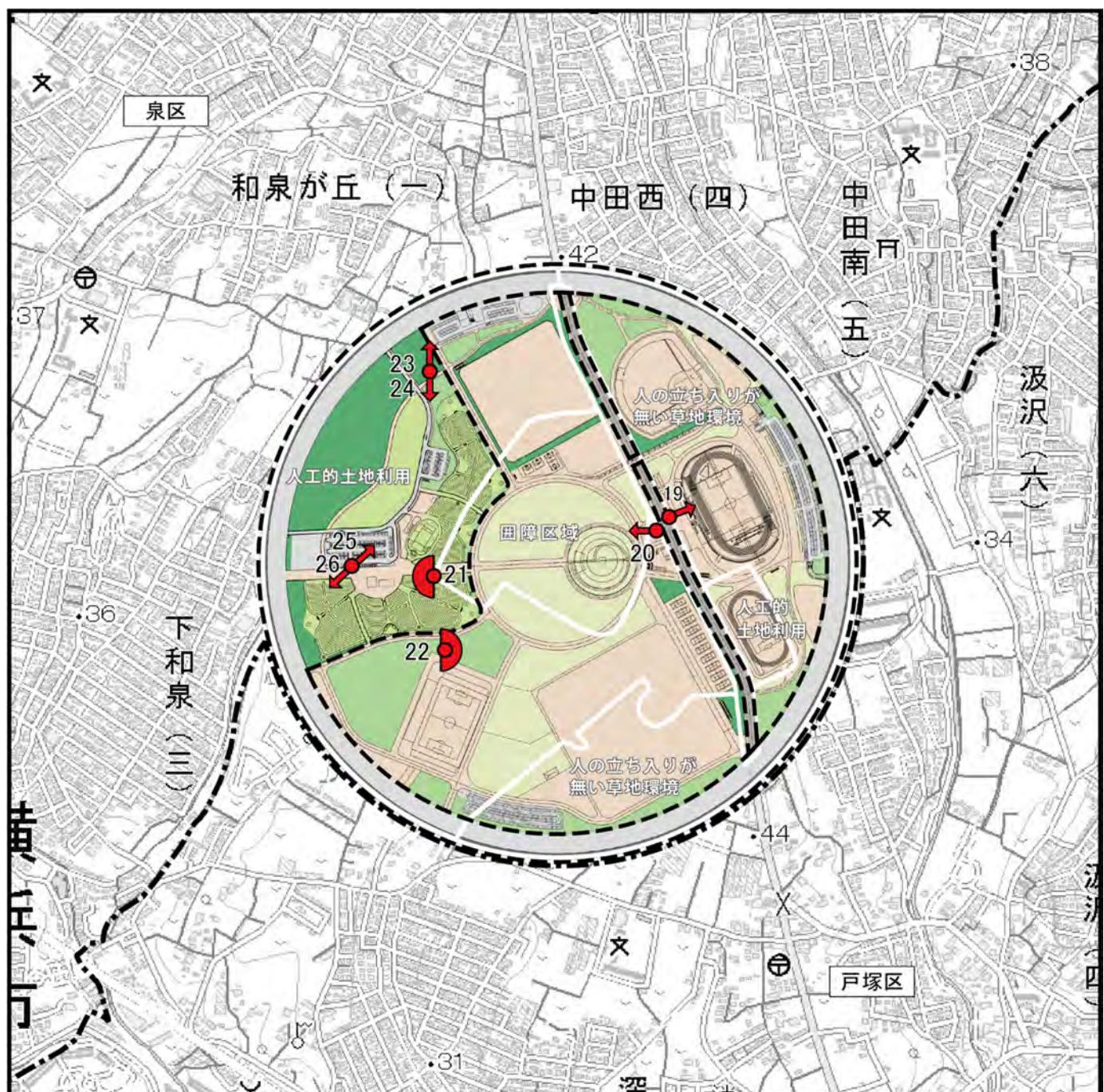
予測地点は、表 6.14.12 (p. 6.14-18) に示す判定基準に従って、調査を行った 8 地点を整理しました。判定基準は、調査地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できることを念頭においています。

予測地点は、表 6.14.14 及び図 6.14.4 に示すとおり、围绕景観の予測地点として 8 地点を選定しました。

表 6.14.14 予測地点の選定結果（围绕景観の変化）

地点No.	主要な眺望地点	距離* (m)	視認性	認知度	選定結果	選定・非定の理由
19	かまくらみち中（東側）	0m	◎	△	選定	人の立ち入りがない草地環境を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
20	かまくらみち中（西側）	0m	◎	△	選定	囲障区域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
21	中央広場①	0m	◎	◎	選定	囲障区域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
22	中央広場②	0m	◎	◎	選定	囲障区域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
23	河川上流（上流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
24	河川上流（下流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
25	河川下流（上流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
26	河川下流（下流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。

* 距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 区 境
- : 予測地点 (囲繞景観)
- : 撮影方向 (囲繞景観)
- : パノラマ写真の撮影範囲
- : 景観区

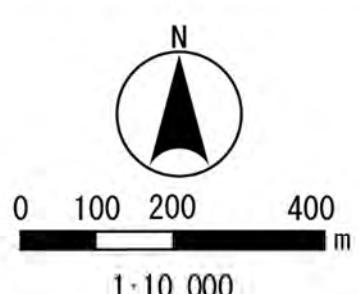


図 6.14.4 囲繞景観の予測地点

※ 図中の No. は 表 6.14.14 の地点 No. に対応しています。

③ 予測時期

予測時期は、工事完了直後、必要に応じてその後の適切な時期としました。

④ 予測方法

ア 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真をもとに、フォトモンタージュ作成により、眺望の変化の程度を定性的に予測しました。

イ 囲繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で围绕景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p. 2-8 及び p. 2-12～p. 2-25) に示したとおりです。

⑥ 予測結果

ア 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、表 6.14.15～表 6.14.18 に示すとおりです。

表 6.14.15 景観の変化 (No.15: 汲沢畠田公園【着葉期】)

【現況】 令和4年 8月3日撮影		
【供用時】		
景観の変化		本地点は、公園内に設置される多目的広場のネットフェンスを眺望することができます。ネットフェンスが認識される部分は一部に限られており、既存の住宅等の建造物と連なる景観構成要素の一部として認識されると予測します。

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.16 景観の変化 (No.16 : ドリームハイツ第一公園【着葉期】)

【現況】 令和4年 8月7日撮影		
【供用時】		
景観の変化		本地点は、公園内に設置される多目的広場のネットフェンスやサッカー場の照明を眺望することができます。ネットフェンスや照明等の設備が眺望とスカイラインを変化させますが、住宅街等の人工的な景観構成要素と、樹林の自然的な要素による景観要素を変化させることはない予測します。

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.17 景観の変化 (No.17 : かまくらみち北側【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>本地点は、対象事業実施区域の北側外周道路の植樹帯、公園内に設置されるスタンド付き硬式野球場及び多目的広場のネットフェンスや照明等の設備を眺望することができます。対象事業実施区域内の草地等を改変することになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.18 景観の変化 (No.18 : かまくらみち南側【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>本地点は、対象事業実施区域の南側の外周道路、公園内に設置される多目的広場のネットフェンス等の設備を眺望することができます。対象事業実施区域内の草地等を改変することになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

イ 囲繞景観の変化

(ア) 場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区ごとの改変率、供用時における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.14.19 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、全域を改変する計画のため、改変率は全ての景観区で 100% となっています。

表 6.14.19 景観区ごとの改変率及び供用時における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 (ha)	改変面積 (ha)	改変率 (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
人の立ち入りがない草地環境	約 30	約 30	100	草地環境は立ち入りが禁止されていますが、通路が整備されており、地域住民に広く利用されています。供用後は公園の来園者に広く利用されます。	対象事業実施区域内は全域が改変され、硬式野球場や陸上トラック等を整備する計画であることから、眺望は変化すると予測します。
囲障区域	約 7	約 7	100	囲障区域内は現況では立ち入り禁止となっています。供用後は公園の来園者に広く利用されます。	対象事業実施区域内は全域が改変され、高さ約 4m、幅約 110m の見晴らしの丘や草地広場を整備する計画であることから、眺望は変化すると予測します。
人工的土地利用域	約 40	約 40	100	現況ではグラウンド(野球場、ゲートボール場等)や通路が整備されており、地域住民に広く利用されています。三面張りの河川(水路)が存在しています。供用後は公園や墓園の来園者に広く利用されます。	対象事業実施区域内は全域が改変され、河川(水路)は埋め立てられる計画です。多目的広場やサッカー場等の施設、墓園等を整備する計画であることから、眺望は変化すると予測します。

(1) 囲繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

围绕景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.14.20 (1) ~ (2)、フォトモンタージュは表 6.14.21~表 6.14.28 に示すとおりです。

表 6.14.20 (1) 囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

地点No.	主要な围绕景観	景観区の区分	現況	供用時
19	かまくらみち中 (東側)	人の立ち入りがない草地環境	対象事業実施区域内の草地が広く視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見るることができます。	対象事業実施区域内の草地が改変され、正面には陸上競技場が設置、左側には管理棟が設置されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
20	かまくらみち中 (西側)	囲障区域	囲障区域と囲障区域外の境目のフェンス及び囲障区域の中の樹木及び構造物が視認できます。	囲障区域のフェンス等の構造物が撤去、樹木が伐採され、園路や高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、見晴らしの丘に芝生を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
21	中央広場①	人工的 土地利用域	囲障区域及び中央広場が視認できます。囲障区域内は落葉広葉樹林（ミズキ林）と高茎草本群落及び既存構造物が存在し視認できるほか、植栽が視野の大部分を占めます。	対象事業実施区域内の草地が改変され、墓園が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
22	中央広場②		対象事業実施区域内の草地が広く視認できるほか、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見るることができます。	対象事業実施区域内の草地が改変され、サッカー場等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、草地保護区が整備され、オーブン式調整池の水辺が整備される等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

表 6.14.20 (2) 囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

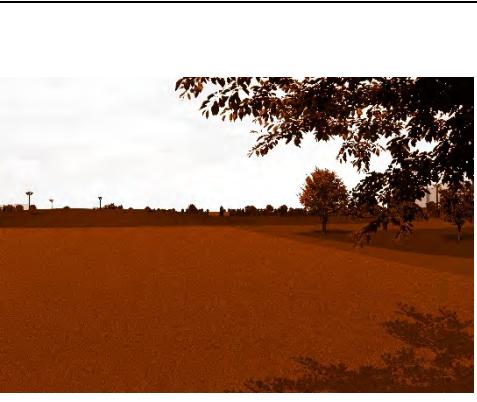
地点No.	主要な围绕景観	景観区の区分	現況	供用時
23	河川上流 (上流側)		対象事業実施区域内の草地が広く視認できるほか、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地を視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見るできます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
24	河川上流 (下流側)		落葉広葉樹林が視野のほとんどを占めます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には墓地が整備されるため、眺めは変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
25	河川下流 (上流側)	人工的 土地利用域	対象事業実施区域内の草地が広く視認できるほか、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地を視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見るできます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の駐車場が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
26	河川下流 (下流側)		落葉広葉樹林が視野のほとんどを占めます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の園路、芝生型墓地が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、園路は富士山の景観軸に沿って幅10m以上の通路として計画し、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行うことで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

表 6.14.21 景観の変化 (No.19 : かまくらみち中 (東側) 【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>対象事業実施区域内の草地が改変され、正面には陸上競技場が設置、左側には管理棟が設置されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させことになりますが、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.22 景観の変化 (No.20 : かまくらみち中 (西側) 【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>囲障区域のフェンス等の構造物が撤去、樹木が伐採され、園路や高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、見晴らしの丘に芝生を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 6.14.23 景観の変化 (No.21: 中央広場①【着葉期】)

【現況】 令和4年 8月3日撮影		
【供用時】		
景観の変化		<p>対象事業実施区域内の草地が改変され、墓園が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。</p> <p>眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 6.14.24 景観の変化 (No.22: 中央広場②【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	<p>対象事業実施区域内の草地が改変され、サッカー場等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、草地保護区が整備され、オープン式調整池の水辺^{※1}が整備される等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p> 

※1 オープン式調整池の水辺は、常時水が滞留しているものではありません。なお、供用時のイメージ図は、水がない状態のオープン式調整池の水辺を示しています。

※2 ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.25 景観の変化 (No.23: 河川上流 (上流側) 【着葉期】)

【現況】 令和4年 8月3日撮影	
【供用時】	
景観の変化	 <p>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.26 景観の変化 (No.24: 河川上流 (下流側) 【着葉期】)

【現況】 令和4年 8月3日撮影	
【供用時】	
景観の変化	 <p>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には墓地が整備されるため、眺めは変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

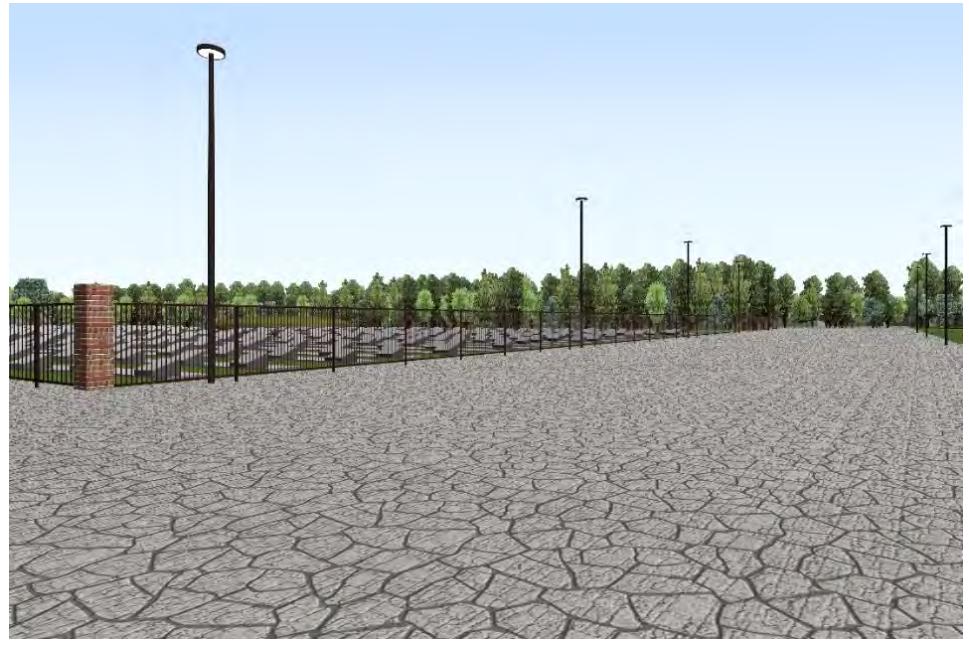
※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.27 景観の変化 (No.25: 河川下流 (上流側) 【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の駐車場が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、草地を設け、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.28 景観の変化 (No.26: 河川下流 (下流側) 【着葉期】)

<p>【現況】 令和4年 8月3日撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の園路、芝生型墓地が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、園路は富士山の景観軸に沿って幅10m以上の通路として計画し、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行うことで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p>

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

(ウ) 囲繞景観の価値の変化の程度

景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.14.29 (1) ~ (3) に示すとおりです。

表 6.14.29 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度（人の立ち入りがない草地環境）

価値軸	認識項目	価値の変化*	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	スタンド付き硬式野球場や陸上競技場等を整備するため、自然性が低下すると予測します。なお、植栽計画としてスポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり環境を創出する計画としています。
	視認性	◎→△	スタンド付き硬式野球場や陸上競技場等を整備するため、視認性が低下すると予測します。
	利用性	△→◎	現況ではほとんどが立ち入り禁止となっていますが、供用時は公園の来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	○→○	景観区の北側に存在する湿生草地（p. 6.2-80 図 6.2.2.3 参照）が改変されますが、スタンド付き硬式野球場や陸上競技場等を整備するため、新たな固有性が創出されるものと考えられます。
	親近性	△→◎	現況ではほとんどが立ち入り禁止となっていますが、供用時は公園の来園者に広く利用されるため、親近性が大きく向上すると予測します。

* 価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.14.29 (2) 景観区ごとの価値の変化の程度（囲障区域）

価値軸	認識項目	価値の変化*	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	樹林地が改変され、低茎草地を整備することから、自然性が低下すると予測します。
	視認性	△→◎	供用時は高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘を整備するため、見晴らしの丘からの視認性は向上すると予測します。
	利用性	△→◎	現況では立ち入りが禁止されていますが、供用時は高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘が整備され、公園の来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	樹林地が改変されますが、高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘や湿生草地を整備することから、新たな固有性が創出されるものと考えられます。
	親近性	△→◎	現況では立ち入りが禁止されていますが、供用時は高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘が整備され、公園の来園者に広く利用されるため、親近性が向上すると予測します。

* 価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.14.29 (3) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）

価値軸	認識項目	価値の変化*	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→○	多目的広場やサッカー場等を整備するほか、墓園が整備されますが、現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	◎→○	現況では地域住民に広く利用されており、供用時も公園や墓園の来園者に広く利用されるため、現況から大きな変化はないと予測します。
固有価値	固有性	○→○	現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	◎→○	現況では地域住民に広く利用されており、供用時も公園や墓園の来園者に広く利用されるため、現況から大きな変化はないと予測します。

* 価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、主要な眺望地点からの景観の変化への影響を最小限に留めるため、表 6.14.30 に示すとおり実施します。

表 6.14.30 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none">・建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。・緑化に際して、郷土種を中心とした多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

5) 評価

(1) 施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化について、対象事業実施区域の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することとなります。地点No.15（汲沢畠田公園）においては、ネットフェンスが認識される部分は一部に限られており、既存の住宅等の建造物と連なる景観構成要素の一部として認識されると予測します。地点No.16（ドリームハイツ第一公園）においては、施設等が住宅街等の人工的な景観構成要素と、樹林の自然的な要素による景観要素を変化させることはない予測します。地点No.17（かまくらみち北側）、地点No.18（かまくらみち南側）においては、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

囲繞景観の変化について、場の状態は、対象事業実施区域内の全域が改変されることから、全ての景観区で100%変化すると予測します。対象事業実施区域内の草地や樹木等を改変し、公園や墓園の緑地や、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。眺めを変化させることになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

利用の状態は、現況では地域住民に利用されていますが、供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定されます。眺めの状態は、対象事業実施区域内の全域が改変され、公園及び墓園整備事業で新たな公園施設及び墓園施設を整備する計画であることから、全ての景観区で変化すると予測します。

囲繞景観の価値は、自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はないと予測します。視認性は、人の立ち入りがない草地環境は、運動施設等を整備するため、視認性は低下すると予測しますが、囲障区域では、高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘を整備するため、視認性が向上すると予測します。人工的土地利用域では、現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、視認性に変化はないと予測します。利用性、親近性は、人の立ち入りがない草地環境・囲障区域では、供用時は公園や墓園の来園者に広く利用されるため、向上すると予測しますが、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありません。

また、環境の保全のための措置として、建物周辺の緑化に配慮した計画を検討し、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観とのさらなる調和を図るほか、富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。